
** **
** **
** **
** **
** **
** 会 則 **
** **
** **
** **
** **
** **

令和3年10月1日

唐津ゴルフ倶楽部

唐津ゴルフ倶楽部 会則

第 一 章 総 則

(名称)

第1条 本倶楽部は唐津ゴルフ倶楽部(以下「倶楽部」という。)と称する。

(目的)

第2条 倶楽部は、ゴルフを通じて会員相互の親睦、健康増進並びに道義の涵養を計るとともに、健全なるゴルフの普及発展に努めることを目的としゴルフ場の経営管理は株式会社唐津ゴルフ倶楽部(以下「会社」という。)がこれにあたる。

(事務所)

第3条 倶楽部の事務所は、ゴルフ場内に置く。

第 二 章 会 員

(会員の定義)

第4条 会員とは、所定の入会手続きによる入会資格取得者のうち、倶楽部に入会することを条件に会社と会員契約を締結し、定められた入会金及び会員資格保証預託金(以下「預託金」という。)等の諸費用を納入した者をいう。

(会員の構成)

第5条 倶楽部の会員は次の通りとする。

(1) 名誉会員

名誉会員は、理事会及び会社が特に推薦した者とする。

(2) 正会員

正会員は個人会員と法人会員に分ける。

(イ) 個人会員は、記名者本人とする。

(ロ) 法人会員は、1口1名の記名式とし、当該法人の

代表者又は役員若しくはそれに準ずる者を記名者とする。

(3) 登録会員

別に定める会員権の分割によって生じた新たな会員権を保有する正会員によって、別に定める規則に従って登録された者。

(4) 寿会員

正会員であった者が、満75歳を過ぎて別に定める親族贈与の規定により正会員資格を譲渡した者。

2. 前項会員の内、九州外に在住する者(法人会員にあつては記名者の現住所による。)を遠隔地会員という。

(入会金)

第6条 入会金は、いかなる場合もこれを返還しない。

(預託金)

第7条 預託金は、会社が無利息で預かるものとする。

2. 預託金は、預託金証書発行の日から10年間これを据置した後に、所定の手続きに従い会員が退会し預託金の返還請求をした場合、会社から返還する。
3. 天変地変、経済的または社会的変動その他やむを得ない事情が発生した場合、会社は理事会との協議の上、前項の据え置き期間を延長することができる。
4. 会員は会員資格の譲渡を共にするのでなければ預託金返還請求権を譲渡することはできない。
5. 会員はその会員権について、質権を設定しその他担保に供することはできない。

(年会費等)

第8条 倶楽部の会員は、所定の年会費及びその他所定の利用料金を会社に納めなければならない。但し、会社は名誉会員については年会費を免除することができる。

2. 年会費及びその他の利用料金の額並びに納入方法は別に定める。

(施設利用)

第9条 会員は、会社が別に定める本ゴルフ場施設の休場日を除き、本ゴルフ場施設を優先的に利用することができる。

2. 会員は、会社主催の競技会その他このゴルフ場で開催される諸行事に参加することができる。
3. 会員は、公式ハンディキャップの査定を受けることができる。
4. 会員は、会社が刊行する倶楽部の会報その他の資料の配布を受けることができる。

(ゲスト)

第10条 会員は、会員以外のゲストを同伴又は紹介し、プレイさせることができる。

2. 会員は、同伴又は紹介したゲストの諸負担金及び諸行為一切について、倶楽部及び会社に対して連帯して責任を負わなければならない。

(会員の義務)

第11条 会員は、会則及びその他の倶楽部の諸規則を遵守しなければならない。

2. 会員は、会員名義を他人に貸与したり、他人に自己の名称を詐称させてはならない。
3. 会員は、倶楽部の秩序を乱したり、又は名誉を傷つける行為をしてはならない。

(会員権の譲渡)

第12条 正会員の資格は、所定の手続きを経て、その会員権を譲渡することができる。但し譲渡しようとする会員に未納の年会費その他の会社に対する未払があるときは、その手続きはできない。

2. 倶楽部運営あるいは本ゴルフ場施設の経営管理上必要な場合は、会社は、理事会に報告の上、前項の譲渡に係る

名義書替を一定期間停止することができる。

(会員権の承継)

第13条 個人会員が死亡し、相続人が会員権を承継する場合は、所定の手続を経て所定の名義書替料を支払った上で、これを行うことができる。

(記名者及び登録会員の変更)

第14条 法人会員は、所定の手続を経て所定の記名者書替料を支払った上で、同一法人内における役職員に記名者を変更することができる。

2. 登録会員を有する正会員は、別に定める規則に従い登録会員の名義を変更することができる。但し、所定の登録書替料を支払うものとする。

(会員資格の喪失・倶楽部の退会)

第15条 会員は、次の場合にその会員資格を失う。

- (1) 死亡、退会、除名又は資格を譲渡したとき。
- (2) 登録会員は前号に準ずるほか、母会員が会員資格を失った時は登録会員の資格を失う。

但し、退会及び除名の場合は、預託金は据置期間経過後に返還する。

(会員資格一時停止・除名)

第16条 会員が次の各号のひとつに該当する場合、会社は、理事会に諮問の上、会員の権利を一定期間停止又は除名することができる。

- (1) 会則又はその他倶楽部諸規則に違反したとき。
 - (2) 倶楽部の秩序を乱し、倶楽部の名誉を毀損する行為をしたとき。
 - (3) 年会費その他の支払いを会社の請求から6カ月以上滞納したとき。
2. 会員が除名された場合、預託金は第7条の規定を準用し返

還する。

(休会)

第17条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、会社が定める所定の手続に従って申請し、理事会及び会社の承認を得た期間、休会することができる。但し、年会費の未納がある場合は休会できないものとする。

(1) 傷病加療中で施設の利用ができないとき

(2) 九州以外の地域へ転勤、転居したとき

2. 前項により休会した会員が、休会期間満了後も引き続き休会を希望する場合は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。
3. 休会期間中の年会費は、申請日の属する年度を除き免除される。
4. 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が定める休会解除の手続を行うものとする。

第三章 役員

(役員)

第18条 倶楽部に次の役員を置く。

理事長 1名

理事 若干名

2. 役員は全て名誉職とする。但し、職務のために要した実費の支出は妨げない。その任期は就任の日から2年間とし、再任を妨げないものとする。

(理事長)

- 第19条 理事長は、会社が決定し委嘱する。
2. 理事長は倶楽部を代表し、会務を統括する。理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い代理者を定め、理事長の職務を代行する。
 3. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第 四 章 理 事 会

(議長)

- 第20条 理事会の議長は理事長とする。理事長に事故のあるときは、第19条第2項の規定を準用し代理者を定める。

(理事会の招集手続)

- 第21条 理事会は毎年1回定時理事会を開催し理事長において必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上より会議の目的たる事項を提示して請求があったときは、理事長が招集する。

(理事会の定足数)

- 第22条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席を要する。

(理事会の決議)

- 第23条 理事会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席者の過半数をもってこれを決する。賛否同数のときは理事長の裁決するところによる。

(理事会)

- 第24条 理事会は次の事項を決議する。
- (1) 倶楽部の運営に関する基本事項。
 - (2) 倶楽部の運営上必要とする諸規則の制定、又は改廃に関する事項。
 - (3) 法令に定めのある事項。
 - (4) 前各号の他、倶楽部運営に関する事項。

(分科委員会)

第25条 理事会は倶楽部運営を円滑に遂行するため、会社と協議の上各種分科委員会を設置することができる。

2. 分科委員会の種類及び担当事項等は、別に定める。

第 五 章 附 則

(事業年度)

第26条 当倶楽部の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第27条 この会則の変更は、理事会に諮問の上会社がこれを行う。

(施行日)

第28条 この会則は昭和63年12月20日から施行する。

2. 平成元年1月23日付一部改正施行する。
3. 平成3年4月27日付一部改正施行する。
4. 平成4年7月1日付会社商号変更する。
5. 平成7年4月29日付一部改正施行する。
6. 平成12年5月8日付一部改正施行する。
7. 平成12年10月2日付一部改正施行する。
8. 平成21年4月1日付一部改正施行する。
9. 平成23年11月2日付一部改正施行する。
10. 令和3年10月1日付一部改正施行する。

以上